

質問に対する回答書

件名) 関越自動車道 本庄児玉～水上間中分防護柵改良工事

No	質問箇所	質問事項	回答
1	4-1非指名者の競争参加資格の①条件中 3-2指名基準(6)のa)について	施工実績はNEXCO案件以外の実績でもよろしいのでしょうか。	そのとおりです。
2	4-1非指名者の競争参加資格の①条件中 3-2指名基準(6)のa)について	施工実績は、1案件で2500m以上の実績がなければ参加資格はないのでしょうか。それとも複数の案件を合わせて2500m以上の実績にしてもよろしいのでしょうか。	防護柵の設置基準・同解説(社団法人日本道路協会)に示す車両用防護柵のうちガードレール又はボックスビームの施工延長の実績については、1案件の実績となります。
3	4-1非指名者の競争参加資格の①条件中 3-2指名基準(6)のa)について	施工実績の確認はコリンズの竣工登録でないといけな いでしょうか。コリンズ受注登録もしくは契約書でも よろしいのでしょうか。 (工事施工中の案件)	拡大型指名競争入札の公表の3.指名通知に関する事項【指 名に関する事項】3-2(6)に示す通り、完成及び引き渡しが 完了した施工実績を確認するため、コリンズの竣功登録が 必要となります。 そのため、工事施工中の案件は認められません。
4	4-1非指名者の競争参加資格の①条件中 3-2指名基準(6)のa)について	施工実績について、下請けとして受注した工事でも認め ていただける事は出来ますか。その場合、確認書類 としては契約書の添付でよろしいのでしょうか。	拡大型指名競争入札の公表の3.指名通知に関する事項【指 名に関する事項】3-2(6)に示す通り、元請として完成及び 引き渡しが完了した施工実績が必要となります。 そのため、下請けとして受注した工事は認められません。